

取扱区分：公開

令和6年第11回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和6年11月25日（月）

〔場 所〕 市役所201会議室

令和6年第11回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和6年第11回蓮田市農業委員会総会を市役所201会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和6年11月25日（月） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和6年11月25日（月） 午後4時14分
- 3 出席委員（12人） ※番号は議席番号
1番 渋谷 悟 2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 5番 常見 淳
6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一 9番 佐野 景子
10番 吉岡 政広 12番 齋藤 和久 13番 高橋 建一 14番 本橋 トシエ
- 4 欠席農業委員（2人）
4番 萩原 和夫 11番 山口 実
- 5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区
（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）原田 順一
- 6 欠席推進委員（1人）
（蓮田）増田 雅暢
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第5号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあつせんについて
報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告 2 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告 4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告 5 農地法第18条の合意解約申請について
報告 6 公共事業のための農地の一時使用について

8 出席した農業委員会事務局職員（４人）

事務局長 吉田 浩樹
事務局 野村 知代
事務局 中里 幸雄
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（０人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和６年第１１回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

本日、萩原会長が体調不良のため欠席しておりますので、職務代理者の議事進行で会議を始めたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、吉岡副会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

（副会長） ― 副会長挨拶 ―

（事務局）

ありがとうございました。

以後の進行は、会議規則により職務代理者をお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和６年１０月２５日に開催いたしました令和６年第１０回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきたいと存じます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●及び●●●●から欠席との連絡がございました。

従いまして、出席委員は14名中12名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出席状況でございますが、●●●●より欠席の連絡がございました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第5号でございます。また、報告案件は、報告1から報告6でございます。

本日は、案件数が大変多いことから時間短縮のため、関連しましたものにつきまして、事務局からの議案朗読や各委員及び事務局からの説明等、最低限に割愛させていただきたいと存じます。ご理解、ご協力よろしくをお願いいたします。

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から議案の朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第1号、新規設定の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人の所有地について、屋敷周りの畑だけで野菜等の作付けが十分であり、案件の農地は、自己保全管理地としてきれいに耕されておりましたが、誰かに作付けをしていただきたいということで、農業委員会に貸付希望農地として申出をしていたということでした。

受人は、1アールくらいでサツマイモを栽培、販売をしておりましたが、自宅近くの農地を探しておりましたところ、農業委員会の情報を得て、今回の利用権設定に至ったということです。

受人の年齢はお聞きしませんでしたでしたが若い方で、今後は、ダイコン、ニンジン、タマネギ等を栽培し、当面は自家用消費用ですが、後々、販路を開拓し販売に結びつけていきたいとのことでした。

農作業については、手作業が基本ですが、渡人が農業用の機械を貸してくださるということで、何ら問題はないかと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんにご説明いただきましたので、特にございせん。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号、新規設定の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

裏の畑を家庭菜園のために貸してほしいという話があり、渡人も手が離れて楽になるため、面積の一部を貸すことになりました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

こちらの筆は、本来の面積としては●●●●㎡ありますが、その内の一部●●●㎡を家庭菜園のために貸すということで伺っております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 1 号、新規設定の番号 2 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号2につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案第１号、新規設定の番号３から番号２９につきまして、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。また、本件は、●●委員に関係する案件がございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委 員)

●●●●●●の案件は、何度も委員会に出ていますが、初めての委員さんもおられると思いますので、組合について簡単に説明いたします。

この組合は、見沼代用水を水源とする、●●地区の水田について転作作業を実施しているところです。組合数は約●●名ですが、農家の高齢化や後継者不足で、現在は、代表理事の農業委員さんである●●●●さんを中心に、現役農家約●●名の役務により事業を実施しています。主な事業の内容は、小麦、大豆の二毛作や、景観作物として、コスモスの栽培をしています。

今回の案件は、小麦、大豆の二毛作について、ほ場の用水地区の道路から排水までの区間を1ブロックとし、原則2年間、ローテーションをしていくところです。ローテーションをした所の内、今回、変更でローテーションがあった土地が新規で出ています。

この後に更新分も出ているのですが、そちらについては、ローテーションの位置は変わらず、期限が切れたための更新の案件となります。

今回の議案の場所については、●●●、●●●境の●●●沿いの水田で、●●●●の南側、●●●●、●●、●●、●●地区の水田の一部です。

現地は、小麦の準備をしているところで、問題はありません。

●●●●に伺って、機械は十分に準備しているとのことですので、問題ないと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんのご説明のとおり、●●●●●●さんがブロックローテーションで、水稻、小麦、大豆などの作物を2年周期くらいで作目を替え、耕作されている所になります。

今回は、全くの新規ということではなく、組合さんで大豆、小麦を作る時には借り、それが終わってローテーションしていく中で水田として使う時には、所有者さんへ戻すというこ

とになります。水稻を耕作していた所を今回新たに畑として借りるということでの新規となります。何年か間は空いていますが、実質的には、更新のような形になろうかと思っております。

今回の新規の場所については、小麦、大豆を作るために畑として使うということで、借り上げ料が●●●●円／10aとなっております。

なお、再設定の番号55から番号64までは、牧草を作っています。また、こちらは景観作物を作る所にもなっており、コスモス等も植えています。収益があまり上がらない所のため、借り上げ料金が●●●●円／10aとなっております。

番号54から番号119までは、大豆、小麦を作るということでの再設定の場所になりますので、●●●●円／10aということで、作目によって借り上げの料金を変えているとのことです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号3から番号29につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号新規設定の番号3から番号29につきましては、承認することといたします。

●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案第1号、新規設定の番号30から番号32につきまして、関連がありますので、併せまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

これは議案2号で出てまいります●●●●●●●●の規模拡大についてだと思います。畑は十分自己保全管理できている状態です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからご説明のあったとおり、議案第2号にも出てくる案件となります。

他の案件は利用権設定でやられているのですが、番号30、31、32につきましては、中間管理を通します。埼玉県農林公社をワンクッション入れ、渡人の方が始めに農林公社に貸し出しをするということでの契約となります。

こちらは企業が借り受け、安定的に耕作ができるようにということで、設定期間15年と長期に渡ったものになっております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、新規設定の番号30から番号32につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、新規設定の番号30から番号32につきましては、承認することといたします。

次に、議案第1号のうち再設定である番号33から番号119につきましては、説明を省略させていただきます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員、●●委員に関係する案件がございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

議案第1号、再設定の番号33から番号119につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、再設定の番号33から番号119につきまして、承認することといたします。

●●委員、●●委員は、入室をお願いいたします。

続きまして、議案書21ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第2号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

議案1号で説明した場所になります。

受人は、農業法人でネギを主体に事業展開しています。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

議案1号、番号30、31、32のものを農林公社から農業法人に貸し出すというものです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受人は、道路の反対側も耕作をしており、農道の綾瀬川の方も全て耕作していますので、特に問題はないと思います。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

報告5、番号2の解約に伴い、新たな受人に変わっているところです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

賃貸借の米●●kg相当とは、収穫した米の時価で変わるのですか。

(事務局)

はい。南彩農協さんから、毎年米の買取り価格が出るとありますが、その金額に基づき、米●●kg相当額となります。

(委員)

その年にとれた米の値段ですか。

(事務局)

はい。年により金額が変動します。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

受人は、道路沿い約●反分を耕作しており、その延長線上の耕作となりますので、特に問題はないかと思います。

受人は、約●反の耕作をしており、年齢的にも●●代と若いです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

報告5、番号1に伴い、新たな耕作者が付いたということになります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この土地は、以前、●●●●さんが耕作しておりましたが、集積による移動となりました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

報告5号、番号4の3筆分については、元々、使用貸借ということで、無償で貸し出しをしていた所です。この合意解約に伴い、新たな耕作者になっております。

また、報告5号、番号5の合意解約に伴い、今回、受人が耕作するということで、以前から中間管理に貸し出されているものを、そのまま継承しているものになります。

このような理由で、使用貸借と賃貸借という2つが混ざっております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

こちらは、以前耕作されていた方が引退されたということで、次の担い手になります。
特に問題はないかと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

報告5号、番号6の内、半分を受人で耕作されると伺っております。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号6につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人は、道路の反対側に約●反を耕作しておりますので、一括した耕作となります。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

先ほどの番号5にも関連するのですが、報告5号、番号6の利用権の解約をした内の半分を番号5の受人が耕作されるということで、残りの筆を番号6の受人が耕作されるということで伺っております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号6につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書25ページ、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読いたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

【補足】番号7：取下の申請があり、審議なし

(議長)

次に議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人は現在、施設へ入っており、妹さんが管理されています。受人が妹さんに依頼され、申請に至ったということです。治安維持の観点からも引き受けたそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料3条関係1ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、11月7日に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人が100日以上、奥様が100以上ということで、年間150日以上従事を確認しています。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画も畑として利用するという事です。

許可要件については満たしていると思われます。ご審議の方よろしく願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

渡人のご子息への贈与による所有権の移転は、今回で3回目となり、令和4年と5年にも総会の案件としてあがり、審議されて承認されています。

なお、令和4年には畑●筆●●●●㎡、5年には畑●筆●●●●㎡でした。

今回贈与となるそれぞれの農地には、野菜類が栽培されるなどしております。

●●●—●にはビニールハウスが2棟建てられています。

贈与者（渡人）とその代理人（行政書士兼司法書士）からお話を伺いました。

渡人は、若い頃から稲作、野菜栽培、梨や葡萄などの果樹栽培に従事し、長年に渡り精農家として農業を続けてきました。

受贈者（受人）は、昭和●●年生まれ、●●代手前であり、会社勤務とのことです。

●●さんは、●●さんを後継者としての気力に期待し、一昨年、昨年に引き続き、農地を生前贈与したいとの事でした。●●さんもやる気十分のとのことです。

●●さんは、最近では年齢の問題もあり、稲作や梨の栽培は止めましたが、●●さんと葡萄を3反ほど栽培しております。

●●さんは勤務先の休みの時などを利用し、ご両親と一緒に農作業に従事しておられます。

繰返しとなりますが、●●●●さんは、息子の●●さんへ農家の経営承継をしたいとの思いがあり、今回も生前贈与を行いたいので第3条許可申請に至ったとのことです。

贈与には、資産価値に応じて贈与税が課税され、課税方式には1年ごとの暦年方式と相続時精算課税制度方式があり、また税務署に必要な手続きをする事により納税猶予制度も利用できますが、贈与税の扱い云々は、立ち入ったことになりますから聴き取りしませんでした。

最後に、●●●●さんに、今後も贈与する意向の有無についてお尋ねしましたが、現在のところ分からないとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料3ページをご覧ください。

全部効率利用要件については、11月12日に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人300日以上、お父様300日以上、お母様300日以上ということで、年間150日以上を確認しております。

地域との調和要件については、現況は、地目は田と畑ですが、取得後は田とありますが、基本的には野菜を作るということで、畑として利用するという事です。

許可要件については満たしていると思われそうですが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第3号、番号3から番号6について譲受人が同じでありますので、一括して担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

受人は、渡人から見ると義理の叔父と甥の関係となり、先代の連れ合いの父親から渡人が財産分与でいただいたものということです。財産処分でいただいた土地ですが、耕作することではなく受人が管理しており、今回、全て引き取ると聞いております。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

全部効率利用要件については、11月7日に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件については、ご本人200日以上ということを確認しております。

地域との調和要件については、現況 畑、取得後の計画についても畑となっております。

許可要件については、満たしていると思われませんが、ご審議の程よろしく願いいたします。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号3から番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号3から番号6につきましては、承認することといたします。

次に、26ページ議案第3号、番号7につきましては、ただ今事務局から説明がありましたとおり、案件が取下げとなりましたので、審議はございません。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

27ページ、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

次に議案第4号、番号1から番号9につきましては、関連がありますので、併せまして担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

― 所在地についての説明 ―

場所は、背くらいの草が生えておりますが、事前着工等の違反はございません。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料 1 ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地になります。

農地性は、第 2 種農地(市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に該当するものとなることが見込まれる区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10 ヘクタール未満の農地)です。

都市計画法 34 条 12 号、工場及び流通系指定区域につき、工場、倉庫又は荷さばき場を誘導する所になります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は市上水道、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は農業集落排水処理です。

最終は 10 月 7 日に現地確認した状況です。

補足説明資料 2 ページの赤枠部分が対象地になりますが、その中に農地以外の筆が●●筆あります。その●●筆(宅地、雑種地)の面積が、●●●●㎡になります。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

今回は開発の見込みが立ったということで、資料では、赤枠で囲まれている部分が、小さい部分と、下の大きい部分になっておりますが、最初は連なっていたと思います。それが今は分断されていますが、何か事情があるのでしょうか。

2 つに分けられて、流通倉庫として土地利用上問題がないということで、このようにされたのでしょうか。

(委 員)

赤枠以外の挟まれた土地は、以前に取得していたのではないのでしょうか。

(事務局)

最初は一体で繋がった土地だったのですが、申請書が出てから現在までの間に、6筆ほどの地主さんと話し合いがつかないということで、3件ほど取下げになっております。小さい赤枠については、従業員さんの駐車場として使う予定の所です。

土地は分かれてしまっていますが、流通倉庫の目的を達成させるにあたって影響がないということで、間を除いた形で改めて申請が出されました。

取得については、仮登記や契約はしているようですが、現在は取り下げられてしまったので、最新の情報は不明です。

今回、3件分は取り下げられ、別々の敷地ではあるのですが、一体の申請としてあがってきています。

何か月か保留になっていたのですが、今月は開発の見込みが立つということで、申請をあげさせていただきました。

(委 員)

取り下げた部分は、地主の方が農地として利用するということですね。

(事務局)

基本的にはそのようになります。

(委 員)

駐車場として小さく使うということですが、将来的には●●●●●●は今回除いた分も取得したいという計画があるのでしょうか。

(事務局)

当初は申請地として含まれていましたので、話し合いがつけば一体として利用したいという考えはあるようです。現在は、取り下げられてしまったので、この先については不明ということになっています。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号1から番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号、番号1から番号9につきましては、承認することといたします。

次に議案第4号、番号10につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

渡人は、以前、●●地区で●●●さんを営んでいた●●●●さんの三女で、両親が亡くなり相続をしましたが担い手もなく、田は●●●●●●●●に委託をしております。

畑は、長女が野菜等を作り管理をしていましたが、4年ほど前に亡くなってしまい、その後は近くに住む次女夫婦が定年を迎えたため、野菜等を作り、管理を手伝っております。

しかし、段々畑で道路との段差がかなりある場所もあり、トラクターの出入りに規制を伴い作業効率が悪いため、低い所の埋め立てをし、平らにして耕作をしやすいようにしたいとのことで、今回の申請に至りました。

工事完了後は、渡人が次女夫婦に手伝ってもらって野菜等を作り、管理をしていくとのことです。

今回、工事をする場所に沿って排水路が流れているのですが、この排水路は、●●自治会で毎年2回のクリーン作戦の時に泥さらいをして管理をしてもらっているため、11月10日に行われた●●自治会の定時役員会に出席をして、役員の皆様方と各班長さんに、今回の工事に至る経緯や予定等を説明させていただきました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料3ページをご覧ください。

農業振興地域内の農地で、適合証明が添付されています。

こちらは、農用地（農用地域域内にある農地）ということです。

申請理由としては、水はけが悪く耕作がしづらいため、農地改良を行って麦を作るということです。改良期間は9か月です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

完了後は2年間土作りをして、3年目から麦の作付けを行うということです。

委員さんの方からお話がありましたように、11月8日に代理人さんと農政課、隣接宅地所有者さん、農業委員さん、自治会の役員さんに立ち会いをいただきました。

用水の境界が地図等で明確ではないため、農政課の指示に従うということで確認をしています。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号、番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号番号10につきましては、承認することといたします。

次に議案書31ページ、議案第5号「生産緑地法17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

それでは、議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの朗読につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、農業委員会としてあっせん活動を行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号1につきましては、あっせん活動を積極的に行うことといたします。よろしくをお願いします。

それでは、議案書32ページ以降の報告1から報告6につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告1から報告6、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告1から報告6につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告3の農地法第4条の届出については、農業用倉庫についての案件だと思うのですが、番号4は駐車場となっております。駐車場でもよろしいのでしょうか。

(事務局)

番号4の駐車場については、●●●●－●の畑の管理のため、車両を停めるための駐車場ということになりますので、農業用の施設ということで届出対象となっております。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委員)

補足説明資料3条関係の1ページをご覧ください。

備考欄に、申請地●●●m²とあり、報告3の番号1に同様の面積であがっています。建築物として通路(アスファルト舗装)●●●m²とあり、見比べていただきたいのですが、同一敷地で3条を先に出して、●●●m²を畑として取得し、報告3の方になると●●●m²の畑でその内の●●●m²をアスファルト舗装という解釈の仕方を教えてください。

(事務局)

最初の相談の段階では、●●●●－●(●●●m²)の申請があがってきていて、その際に現地に通路が設けられているということを確認しまして、3条申請の段階で単純に通路が作られているとなると違反地になってしまうのですが、●●●さんが耕作している時から農業用倉庫が奥にあり、そちらに出入りするための通路として使っていたということで、後追いになってしまうのですが、2アール未満の届出を出していただくことで、畑上に通路があっても問題ない状態になりました。この届出を先にさせていただいて、その後、通路が出来上がっている農地について、3条の申請を出していただくようにということで、2回申請されています。

(委員)

分かりました。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議 長)

よろしいですか。

委員皆様の慎重なる審査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を常任副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —